

論 文

# 地域間を結ぶ村・町の通信手段「定使」 —江戸中後期、上野国（群馬県）を事例に—

巻島 隆

## 1 はじめに

現代日本人の生活に直結した自治体区分は市町村である。江戸時代の場合、基本的な行政単位は村であった。当時も町を称する行政単位はあったが、それを上回って村が圧倒的多数を占めており、江戸時代の上野国には天保5年（1834）段階で14郡に1,217カ村もの村が存在した。村はそれぞれ孤立していたわけではなく、支配的には幕府領、大名領、旗本領、寺社領の括りの中で、現代日本と同様に通信網を機能させ、重層且つ広域的な地域単位を維持した。

本稿の主題である上野国における定使の絡む広域単位は主に3つ挙げられる。まず幕府領である。「郡」「領」といった広域単位で存在し、村方で担当した郡中総代（郡中取締役）が執行する行政・警察的な紐帯として機能した。2つ目は共通の領主を持つ村同士（知行地）の結びつきである。同じ領主を戴く旗本領、大名領（城付領、飛び地領）の村同士は境を接する場合、また境を接しない場合であっても触が出ると触頭を起点に留り村まで村から村へと順次に廻状が送られた。3つ目は文政10年（1827）に治安維持を目的とした文政の改革で組織された寄場組合である。寄場の村（町）を中核とした複数村の広域単位である。連携する関東取締出役からの御用状、また村と村が連絡を取り合う際の廻状は定使によって各村にリレー輸送された。全て定使であったわけではなく、宿場町の場合は問屋場人足が用いられた。

上記の広域的な地域単位を維持するためには村々がそれぞれ情報を把握し、また共有する必要がある。そのために公用の書状（御用状、廻状など）を運ぶことが絶対不可欠である。村から村へと廻状を運んだ存在が検討課題となる定使（じょうづかい）である。地域によって名称が異なることがあるが、定使の語が比較的多く見られるため、本稿では一貫して定使を用いる。改めて『古文書用語大辞典』<sup>1)</sup>によって定使の定義を掲げておこう。

じょうづかい【定使・定遣・常使】村役人の指示で、領主からの触や村方の寄合、人足徴取などさまざまな事柄の伝達の任にあたった百姓。この給与は「定使給」といい、村入用から賄われた。「あるき・ありき」とは区別される。「遊日之義者、役元方定使を以相触可申候」（休日は役人から定使を通して触れ出すこと）。

村役人の指示であることが定使の差し立てられる前提である。つまり村の公用便のために定使が雇われ、村の公務のために伝達の任に当たった。定使は村専用に任に就いたため、村からは報酬（年俸）として定使給が支払われた。

これが宿場町である場合は問屋場に待機する「人足」が役を担うが、こちらは宿場研究の中で言及がなされ、比較的その実態も明らかにされている。本稿では、街道筋から外れた村や町ではどのように通信網を確保していたのか具体的に明らかにしたい。

1 林英夫監修、佐藤孝之・天野清文著『古文書用語大辞典』（新人物往来社、2006年）。

「定使」に関するまとまった史料は正直少ない。村方・町方文書の村入用帳や役用留の中に断片的に登場することが多い。村財政の行政経費を記録した村入用帳には、名主給、組頭給と並んで「定使給」と記される。地域によっては年俸（現金給付、穀物給付、田畑支給など）が支払われた。本論では、この定使がいかなる存在であり、どのくらいの給与が支払われ、どのような立場の人々が担い、またどのくらいの頻度で使われたのかについても解明したい。

本論に入る前に定使をテーマとした先行研究（別テーマの中での定使への論及含め）について触れておく。西海賢二「定使考—歎待と忌避の境界に生きて—」<sup>(2)</sup>は、定使が他の農民とは階級が異なるのではないかという身分的周縁論の立場から民俗学的考察を加えつつ、特に小田原藩領の中世以来の村では差別を伴う「乞食者的存在」とされる一方、石高千石を超える村では「名主役の下にある有識者」という二分論的な捉え方がなされていたことに触れる。

通信面から定使についてアプローチした研究成果では、筆者による上野国山田郡桐生新町（群馬県桐生市）を事例とした「桐生新町の通信環境—幕末維新期の御用状村継と定使—」<sup>(3)</sup>、さらに信濃国佐久郡奥殿領を事例とした尾崎行也『書簡・廻状・風聞書：江戸の通信事情（上）』<sup>(4)</sup>がある。また戸石七生「日本の伝統農村における集落財政について—神奈川県秦野市の村明細帳を中心に—」<sup>(5)</sup>では村明細帳を検討する中で定使にも言及する。定使給について「金銭で支払われる場合が多い」とし、また東田原村の「組頭も定使も領主の1人から給料を麦や米の形で受け取っていた。定使については、それだけではなく百姓からも給料を受け取っていたという」と述べる。

定使は、江戸時代の村請制を遂行する上で情報伝達という支配の基礎部分を支えた重要な存在であるにも関わらず、史料の問題もあって先行研究の数が極めて少ない。本稿では、上野国全体を対象とし、且つ時代的には江戸中期から後期にかけての定使の実態を解明したい。

## 2 中世の定使

### (1) 室町期（15世紀）の定使

「定使」という言葉自体は少なくとも室町時代中期には確認できる。高橋慎一郎「室町期京都の定使について」<sup>(6)</sup>によると、中世の定使とは京都の地主が借地人に賦課した税の一種「地子」（屋地子）を徴収する役割を担った存在とされる。先行研究（仲村研、馬場綾子、保立道久）を引用しながら東寺が所領一筆ごとに定使を派遣して地子徴収を行ったこと、定使の補任が寺僧の評議に基づいたこと、徴収した地子の一部が定使の給分となったこと、地子銭滞納の折は定使が交代させられる場合もあったことなどに触れる。また定使が年貢米の直接の計り手であったことにも言及している。そして高橋自身は「冷泉院町」を事例に定使の「長島」が地子の分配を司る責任者であったとする。また官司所属の公人の原型であり、官司請負制の下で定使の職を世襲していると論証している。定使とは①地子の徴収、②地子滞納者の譴責、③検注、④敷地管理、⑤対外的な交渉などを主な職務としたとまとめている。

室町中期の上方における「定使」が果たして、次に述べる戦国期関東における定使（メッセ

2 西海賢二『近世のアウトローと周縁社会』（臨川書店、2006年）所収。

3 拙稿「桐生新町の通信環境—幕末維新期の御用状村継と定使—」（『桐生史苑』54、2015年）

4 尾崎行也『書簡・廻状・風聞書：江戸の通信事情（上）』（八十二文化財団、2015年）。同書は「江戸庶民の生活史講座『江戸を生きる⑩』」のシリーズの1冊。

5 『共済総合研究』78（2019年）所載。

6 高橋慎一郎「室町期京都の定使について」（『史学雑誌』109（12）、2000年）

ンジャーとしての意味が強い)と果して連続性があるのかどうかは明言できないが、「定使」という言葉自体が上方から関東へ伝わった可能性は否定し切れない。意味合いを変容させつつ、村内に定使という存在が定着したのではないだろうか。

## (2) 戦国期の定使

戦国時代の後北条氏の領域たる村においても「定使」の存在が認められる。下総国葛飾郡金野井本郷を対象とした天正14年(1586)の「検地書出写」<sup>(7)</sup>に代官給と名主免に挟まれる形で「式貫文 定使給」と記される。天正16年のものではないかとされる北条氏政発給の掟書(西郡酒匂本郷小代官、百姓中宛て)に「男之内當郷ニ可残者ハ、七十より上之極老、定使、十五より内之わらわへ、陣夫、此外者、悉可立事」とある。これだけでは定使がいかなる役割を担ったものか不明であるが、北条氏政の村に対する動員令の中で、残すべき対象として70歳以上の老人、15歳以下の子供と定使が並記されている。この定使は村落間で書状を届ける役割を果たしたものと考えられる。村になくてはならないため対象外とされたのであろう。

中世の定使と近世の定使との連続性は、言葉が伝播した時点で何らかの影響はあったかもしれないが、連続性は今のところ実証し得ない。

関東地方では室町期に荘園制が崩れ、惣村が形成される中で、村同士で広域的に連携することが求められた。そうした事情を背景に意思疎通が求められた。村々の主だった者が集う寄合は恐らく定使によって伝達され、また普段の廻状のやり取りにも利用されたものと考えられる。そうした通信制度の需要を背景に村と村とを結びつける定使という役が定着し、定使給が村から支給されるに至ったものと推察される。この戦国期の定使は近世でも制度的に継承され、村落間を結ぶ通信としての役割を担ったものと思われる。

## 3 近世の定使とは一桐生新町を事例に一

### (1) 定使の呼称

本章では在郷町桐生新町を事例に改めて定使について定義しておきたい。定使の読みは「じょうづかい」である。特に江戸時代の定使は、公用便のために村で手当が支給された専用の公文書輸送人であると言ってよい。1人で請け負うことが多い。

「定使」という呼称についてであるが、地域によって異なる。「触使(ふれづかい)」「歩行(あるき)」「定夫(じょうふ)」<sup>(8)</sup>ともいう。上野国における事例をいくつか挙げてみる。上野国碓氷郡古屋村と同郡岩井村では「小歩」<sup>(9)</sup>といい、勢多郡生越村(利根郡昭和村)では「状使」<sup>(10)</sup>ともいった。

但し、利根郡栃平村では定使を置かなかったようであるが、廻状を回す役銭を「御廻状飛脚賃」<sup>(11)</sup>と称しており、天保10年の村入用帳は9回の差立てが確認できる。また吾妻郡狩宿村でも同様に「是ハ御廻状飛脚賃」とあり、どうも定使ではなく、臨時に差し立てる場合だと「飛

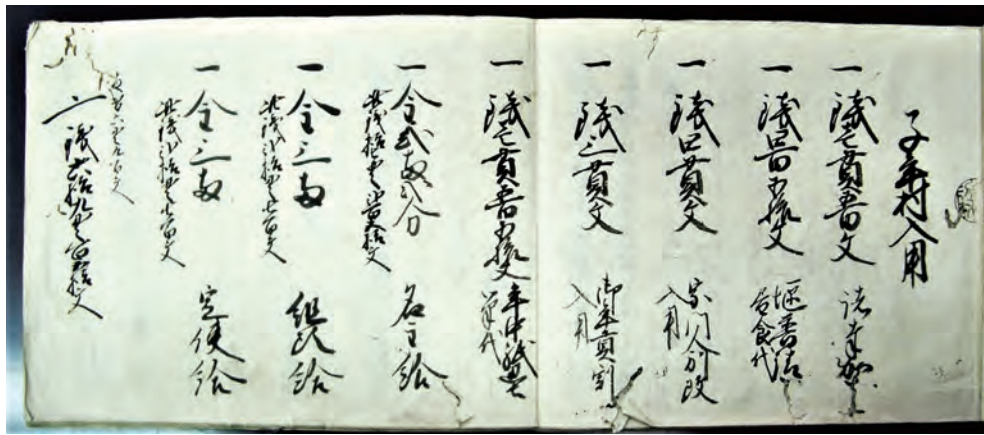
7 杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』第4巻(東京堂出版、1992年)、三三四九号(相州文書所収足柄下郡徳右衛門蔵文書)、三三五〇号、三三五三号と同内容。

8 西海前掲書122頁。

9 『安中市史 第五巻 近世史料編』(2002年)

10 林成一家文書P8204-102「安政六年/去未年村入用帳/二月」(群馬県立文書館蔵)。

11 利根郡柿平区有文書P9808-91「天保十年/去戌年中村入用帳/亥ノ三月日/上州利根郡栃平村」(群馬県立文書館蔵)



文化2年（1805）の「上野国山田郡桐生新町子村入用帳／名主基五右衛門」（桐生市立図書館蔵、書上家文書A-1-407）より。左より右へ4行目に「定使給」とある

脚賃」の語で記載される。つまり差し立てられた者は「飛脚」であったのであろう。山田郡桐原村（みどり市大間々町）でも延享2年段階では特に定使を置かず、宗門人別改帳と五人組帳と村入用帳を領主へ運ばせるのに「飛脚」の語を用いている。

## (2) 定使の運んだ書状

定使は村から村へとリレー輸送する。運んだ御用状の種別は①御用状②廻状③先触の三種類である。その定義は以下の通りである。

①御用状（図1、2参照）＝関東取締出役など幕府役人や藩役人が送った公文書のことである。届けられた町村が御用状の宛先でない場合、未見のまま御用状を次の村へ継ぎ立て、それ以降も同様に宛て先まで順次継ぎ送った。関東取締出役が発した御用状は、文字通り御用内容を記したものと、私的な内容を含んだ場合のものがある。桐生新町に届いた御用状の中には表向きは包に「御用」としながらも中身は織物注文状である事例<sup>(12)</sup>も見られた。

②廻状（図3、4）＝主に2種類あり、村継の対象となるものと、町行政（宗門人別改帳作成など）に関わる協力依頼を町内で回覧するものである。藩行政（触、役人廻村の周知など）に関わる周知と協力依頼を領内の村々へ村継によって回覧した廻状は、桐生新町・他の村に届くと、町・村役人が写しを取り、「慥ニ請取候」と認めた請取書を定使に渡して帰す一方で、今度は自身の村専属の定使に廻状を託して次の村へと継ぎ立てた。

③先触＝宿場の場合が多いが、桐生新町でも継いでいる。旅行者が次の町村で人馬継立を滞りなく調達するため、先触内容を次の宿場へ通達して人馬の用意をしてもらい、本人が到着すると、問屋場で人足・馬

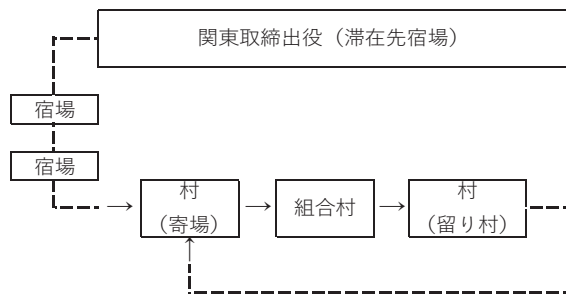


図1 改革組合村の廻状（廻村など）ルート

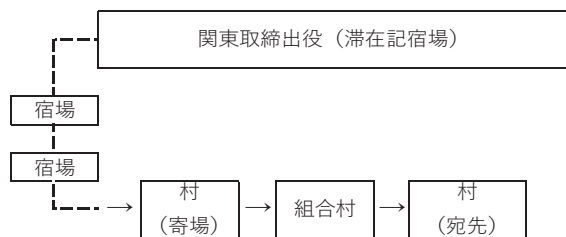


図2 改革組合村の御用状（差紙など）ルート

12 拙稿「【史料紹介】 関東取締出役の織物注文状（長沢家文書）」（『桐生史苑』43、2004年）

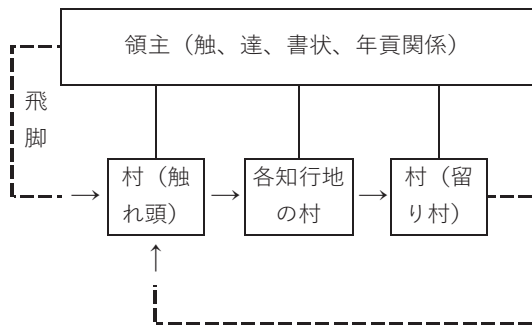


図3 領主共通の村々の廻状ルート

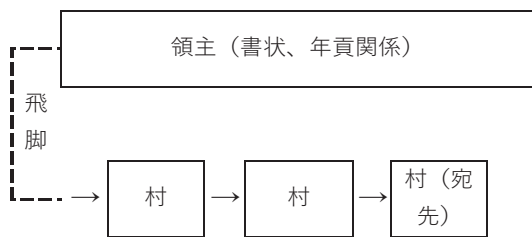


図4 領主共通の村々の御用状ルート

を有償で利用した。先触の利用は、武家、僧侶、貴族が多い。

以上、整理すると、公文書を受け取った町（在郷町・宿場町）や村の対応は二つに分けられる。①②③の場合は中身を確認して（②は写しを取って）継ぎ立てた。但し、①は宛て先でない場合は未読のまま次の町・村へと継ぎ立てた。

### (3) 定使給

小歩も「小歩給」が手当されるが、古屋村では「新下畑壺反歩 先規分被下置候」とあり、新規開拓の下畑1反が当てられた。これは下畑1反からの収穫がそのまま小歩給とされたものと思われる。桐生新町の場合、基本的には村内の者が定使役を担い、昼夜に関わらず次の村まで継ぎ送る（恐らく走る）のが

仕事である。手当は「定使給（じょうづかいきゅう）」といい、桐生新町の場合は現金支給である。定使給の財源は村の百姓身分による高割によって捻出される。小歩給が下畑1反であるのに比べて、織物生産地帯を後背地に控えた桐生新町では現金支給の方が支払い側も受け取る側も都合がよかったのであろう。

定使給は年俵として支給された。支払い方法は3つあり、1つは現金支給、2つ目は穀物支給（米、大豆など）、3つ目は田畑支給（村内の一角の田畑を宛がう）である。穀物支給と田畑給は山村に比較的多かったのではないだろうか。

文化2年（1805）の段階で上野国山田郡桐生新町の場合は名主の金2両2分より高い給金3両（組頭と同額）を支給された。これは時期によって金額が異なる。文政3年（1820）9月に入札で高札を獲得して名主に就任した森口藤右衛門定則は定使に清蔵を登用した。同年12月12日、名主と清蔵との間で証文を取り交わし、この時点で3両のほかに、9月から勤めた手当金1両を足して計4両を渡した。証人に猪四郎が立ち合った。少し期間が空くが、文政4年（1821）の桐生新町の定使弥八は4両2分支給された<sup>(13)</sup>。慶応4年（明治元年）の定使給は金4両である（名主が玄米1石2斗と金2両2分）<sup>(14)</sup>。

文政4年（1821）正月19日、「御屋敷様」（出羽松山藩江戸藩邸）から御状6通が届いた。その内、佐羽清右衛門方、佐羽吉右衛門方、山崎太郎左衛門方、関口佐次右衛門方宛ての御状4通については五丁目紋屋半兵衛に頼んで届けさせ、玉上甚左衛門方、長沢新助・長沢清八連名宛ての御状2通は「定使清蔵ニ為持遣候」とある<sup>(15)</sup>。件数が多い場合は手分けしている。名主と定使とは顔を頻繁に合わせるが多いため懇意にすることもあった。前年極月24日に藤右衛門方で正月用の餅を搗くと、清蔵にも贈った<sup>(16)</sup>。

13 書上家文書、役用日記「五番日記」（桐生市立図書館蔵）

14 新居喜左衛門日記「役用留十番」（群馬県立歴史博物館蔵）

15 書上家文書A1-5-452「文政三庚辰歳極月 式番日記」（桐生市立図書館蔵）

16 同上

山田郡境野村（桐生市境野町）のケースであるが、定使給で金12両を支給された事例<sup>(17)</sup>もある。年不明の史料であるが、定使給では恐らく最高額である。

乍恐以書付御伺奉申上候

御支配所上州山田郡境野村組合村々役人、小前右之名前之者共奉申上候、去ル巳年儀名主、組頭給共見込書ヲ以奉申上候得共割合茂不仕無給ニ而相勤罷在候処、當午年給米儀小前一同相談之上、村々取極り左ニ

一 高六百八拾六石四斗六合 境野村  
 此名主、組頭給  
 高百石ニ付  
 米七斗  
 内 米三斗五舂 名主給米  
 米三斗五舂 組頭給米  
 但し何人ニ而も右割受取筈（カ）  
 金拾貳両者 定使給金分

如上の史料は、ある年の定使給が金12両であったことを示している。但し、巳年は名主、組頭、定使共々ただ働きだったようであるから、実質的には2年分の定使給の支払いということになる。とは言え、12両を2年分とみて1年6両の額は桐生新町と比較しても依然として高額である。前年が無報酬だったことから多少色を付けて支払われた可能性もある。

定使給は村内百姓身分による高割で捻出された。甘楽郡讓原村（藤岡市）の「諸貫取集帳」（山田松雄家文書、群馬県立文書館）によると、村入用、夫銭、名主給などを高割で一括徴収した帳簿に「定使給」と記される。ほかに現金支払＝山田郡桐原村（みどり市）、甘楽郡讓原村、邑楽郡大佐貫村（明和町）などが挙げられる。

#### (4) 継立先

桐生新町からの主な継立先は大間々町、小俣村、丸山村の三カ所である。桐生新町から大間々町を経て前橋へ向かう道、小俣村を経て足利へ通ずる道、丸山村を経て太田宿へ向かう道が要路をなしていること意味する。

桐生新町から他の村へ直接、輸送される場合もある。これは宛て先が他村の場合に限られている。桐生新町から下仁田山村、上久方村へ継ぎ送った場合、ともに文久3年12月3日と同日であるから両村を回ったことがわかる。

寄場組合（改革組合村）の廻状継立について触れておくと、文政10年（1827）の改革組合村設置に伴う桐生新町寄場二十四カ村組合における廻状の継立順が定められた<sup>(18)</sup>。関東取締出役から御用状を受け取った桐生新町は御用状内容を廻状2通に認めて、定使（恐らく別の1人は臨時雇いと思われる）を新宿村（桐生市新宿）と村松村（桐生市宮本町）へ差し立て、それぞれ二つのルートで伝達した。各村では刻付（届いた時刻を記録）を行い、署名捺印して次の村へ継ぎ送り、留り村の山地・名久木の両村から桐生新町へと廻状が戻された。全ての村々に情報がきちんと行き渡ったかどうか確認するためである。

17 宮内次郎氏収集文書P00801-77（群馬県立文書館蔵）

18 書上家文書A-1-888「上野国山田郡桐生新町最寄大組合・小組合并廻状継順書上帳／寄場桐生新町」（桐生市立図書館蔵）

どのくらいの時間で全村に情報が行き渡ったのであろうか。「右御廻状式通ニ而刻附を以一昼夜ニ順達寄場桐生新町着ニ相成申候」とあるように、各村で廻状の到着時刻を記録して「一昼夜」で桐生新町に戻されたことがわかる。桐生新町から名久木村で折り返しての廻村伝達路は16キロ、桐生新町から広沢3カ村を経て山地村を折り返しての伝達路が2倍の30キロ余りである。村と村の間の移動に30分、村での事務処理に10分要するとして、後者の14カ村を回るのに9時間かかる。朝から定使が走れば、その日のうちに留り村の定使が桐生新町に届けることもぎりぎり可能だったものと思われる。

以上のように関東取締出役は少ない人数ながらも街道及び地域社会における御用状の村継を駆使することによって、情報を各村役人へ周知させ、治安維持活動を遂行し得たものと言える。

#### 4 定使の運搬頻度

山田松雄家文書（群馬県立文書館蔵）に安永7年（1778）における甘楽郡譲原村の「御用歩行帳」が収められている。御用歩行帳を調べると、他村の定使の御用と相似しており、「御用歩行」の意味するところが定使のそれと同義であることがわかる。「御用歩行帳」は1年のみの記録であるが、これを表1に示した。左欄から右欄へかけて月日、歩行役の名前、支払われた賃銭、継立先、継立目的が記されている。

安永7年は計27回使われたことがわかり、その内3日間は2度継ぎ立てられたことがわかるが、ほとんどが1日に1度の継立である。歩行役の名前が頻繁に変わっている。定使は村によっては特定の1人と定められていることが多いが、譲原村の場合は複数人いることがわかる。

賃銭であるが、32文の記述が16回と3分の2を占めている。これは継立先とも関連するが、「保美ノ山村（保美野山村）」（藤岡市）への継立が18回と目立って多いことと連動する。同じ保美ノ山村までもNo24は64文と倍額であるが、これは津嶋御師の荷物を運ぶための馬1疋を継ぎ立てたからである。継立の目的であるが、No1は鉄炮撃ち始めを周知する廻状を回すためとあり、狩猟に関わる山村らしい特色を持った廻状である。No6とNo9、13～15は村方三役の仕事に関連している。宗教関係ではNo22は榛名山御師、No24は津嶋御師、No25は戸隠神社御師が来村したことが窺える。寺社や日光社参に関係する記述も散見される。

#### 5 定使一件から浮かぶ定使像

緑埜郡三波川村（藤岡市）で起きた定使一件を通して、定使の価値について重要度を検討したい。三波川村の定使重蔵は親から定使の役を譲り受けたが、次第に職務怠慢となり、村側と衝突したことが飯塚馨家文書（群馬県立文書館蔵）から読み取れる。

【飯塚馨家文書8214-4758】

乍恐以書付奉願上候	
一 高六石壺斗四舛五合	下三波川耕地
一 永高壺貫弍百弍拾九文	定使
	十歳

緑埜郡三波川村役人并小前一同奉申上候、當村定使名主後見伊右衛門奉申上候之儀名主宅  
 〆壺里半茂相隔、下三波川耕地十歳と（「申」脱カ）もの右高所持仕御年貢御上納仕、村  
 方〆年年高懸り村入用錢仕埋、其外遠方方江遣し候節ハ其時ニ應し小遣ひ雑用相渡、古来  
 〆定使壺人ニ而相勤来り既ニ慶長三戌年伊奈備前守様御檢地之節さんし定使と名目を印、

No.	月日	歩行役	賃銭	継立先	内容
1	正月20日	仙右衛門	32文	保美ノ山村	「鉄炮打始之御廻状壹通保美ノ山込継送り申候」
2	2月	常右衛門	24文	長石村	「東叡山支配岩船山別當村々案内人壱人、長石村込」
3	2月12日	勘兵衛	32文	保美ノ山村	「御定免江戸出立之義二付、保美ノ山村込状遣し」
4	2月16日	佐平次	24文		「愛宕山江戸国福寺役僧岡石村込御案内」
5	3月5日	勘兵衛	32文	保美ノ山村	「妙儀山仁王門勧化、是ハ根後や村勧福寺願主ニ而東叡山江戸相願候ニ而村々順行案内保美ノ山村込」
6		左右衛門	32文	保美ノ山村	「山中領之宗門帳相願申候二付、保美ノ山村差遣シ申候」
7	4月2日	三郎右衛門	24文	上阿久原村	「高野山御師上阿久原村込」
8	4月16日	忠七	32文	保美ノ山村	「才料金保美ノ山村差遣申候」
9	4月16日	源内、七兵衛	24文	鬼石村	「宗門、五人組帳、村入用帳、万場村相願申候所二間違故飛脚立寄不申候故、保美ノ山村、源内、七兵衛殿鬼石村込罷出候二付、鬼石込遣ス」
10	4月21日	源七	32文	保美ノ山村	「菜種之義二付、御廻状ほミノ山村込」
11	5月14日	安左衛門	32文	保美ノ山村	「みとる社人壱人村送り保美ノ山村込」
12	5月14日	左左衛門	32文	保美ノ山村	「餌差式人荷物保美ノ山込」
13		市兵衛	32文	保美ノ山村	「一 御定免願之御廻状壹廻り／一 菜種御廻状壹通／一 荷物之御廻状壹廻り保美ノ山村込」
14	5月20日	勘兵衛	32文	保美ノ山村	「御年貢觸御廻状保美ノ山村込」
15	6月11日	半蔵	32文	保美ノ山村	「御年貢出立二付遣ス、保美ノ山村込」
16	6月22日	源七	32文	保美ノ山村	「綿實御廻状壹通保美ノ山村込」
17	7月20日	常右衛門	32文	保美ノ山村	「日光御社參御廻状保美ノ山村込」
18	7月23日	栄助	24文	鬼石村	「鬼石込用事ニ而遣ス」
19	7月25日	弥平次	64文	保美ノ山村	「宮様ノ御役人保美ノ山村込」
20	7月27日	久左衛門（宮下）	34文	保美ノ山村	「御役所態々御廻状、ほミノ山込」
21	8月11日	傳八	32文	保美ノ山村	「秋成御觸御廻状壹通、保美ノ山村込」
22	10月5日	金十郎	24文	上阿久原村	「榛名荷物上阿久原村込」
23	10月18日	平内	32文	保美ノ山村 から鬼石村	「日光山ノ役人村々順行致シ保美ノ山村ノ鬼石込」
24	10月29日	三左衛門	64文	保美ノ山村	「一 津嶋荷物保美ノ山村込／一 馬壹疋」
25	11月5日	定右衛門	24文	鬼石村	「戸隠御師荷物鬼石込」
26	11月10日	長左衛門	24文	上阿久原村	「上阿久原村込橋掛ケ届ケニ遣ス」
27	11月16日	金右衛門	32文	保美ノ山村	「差木植木之御廻状保美ノ山村」

\* 山田松雄家文書P8217-456-2「安永四年 御用歩行帳」（群馬県立文書館蔵）より筆者作成

表1 安永4年（1775）、上野国甘楽郡讓原村「歩行役」使用数

御高請仕、且又元禄宝永正徳年中宗門人別帳面ニ茂定使役高御年貢地と御書上ケ仕前々々右十蔵持高之儀ハ定使株と申右ニ付當拾四年以前親茂左衛門ノ定使役引請候節も右之趣ヲ以、名主方江一札差出前々之通壱人ニ而定使役相勤来り候處、當春ニ相成、品々難渋申立定使役難相勤段、願出候ニ付、先前ノ之訳合得と為申聞再應異見差加先前ノ之定使役相勤候様申渡候得共、右之合ニ而ハ何分定使退當時相勤候不申役相願定使役相勤不申御公用向差支ニ相成候間、何卒右十蔵被召出御慈悲ニ而御利解被成下、先前之通定使相勤候様被仰付被下置候ハ、偏ニ御威

以下は重蔵宛てに差紙が到来し、召喚されたことを示している。

【飯塚馨家文書8214-4773】



尋儀有之間早々罷出可相届、若於不参ハ可為越度もの也

岩鼻

巳十二月朔日 役所

緑埜郡三波川村

下三波川耕地

定使 重蔵

右御差紙之趣、組合村役人立會奉拝見候并御差紙御渡被成請取申候、大切ニ致 御役所江  
差上可申候、以上

十二月四日

重蔵 (印)

組合 元右衛門 (印)

〃 孫右衛門 (印)

〃 初右衛門 (印)

百姓代 甚平 (印)

組頭 太郎左衛門 (印)

名主

佐太夫殿

重蔵は幕府代官の岩鼻陣屋（高崎市）へ出頭し、吟味を受けたようである。

【飯塚馨家文書8214-4297】

差上申済口證文之事

緑埜郡三波川村役人并小前の同村定使重蔵江相掛候者先出入 御裁許之儀ハ右重蔵所持之  
高内字森前永式拾文之畑定使作り之義、重蔵の村役人江可相渡旨當二月中 御裁許被仰付  
一同承知奉畏候、然ル所右地所重蔵の可相渡旨申候得共、村役人小前共相心得候与ハ字相  
違仕候ニ付、難請取旨申之、重蔵方ニ而ハ永式拾文之地所我等差図之外少分之永地所所持  
之内ニ無之ニ付、村役人察當之上、可請取旨申之右地所請取渡差滞候ニ付、若 御裁許ニ  
も差障り候義ニも相當り候而ハ奉恐入候ニ付、無拠此段村役人并小前惣代を以御訴奉申上  
候所、重蔵被召出再應御吟味奉請候所、訴答之内字違申上候義ハ目前之儀ニ而此上御吟味  
奉請候ハ、奉恐入候ニ付、可相成義ニ御座候ハ、何卒内済為仕度両宿共立入訴答江異見差  
加候所、双方心付左候ハ、村内一統之相談を以何分内済可致積り訴答決着致、當十二日迄  
御吟味日延奉願上候所、早速御聞済被成下難有一同歸村仕、村内相談之上熟談内済仕候趣  
意左ニ奉申上候

一 村内打寄得与相談仕候所、右定使作り畑地所之義ハ名主宅の壺里余も相隔り、然ル所  
此度相極候定使之義ハ名主近所ニ而為相勤候ハ、急御用向差支等も無之、村用共勝手ニも  
相成又候定使作り永式拾文之畑地所之義ハ重蔵宅の至而近キ場所ニ而手作仕ニも同人勝手  
ニも相成候ニ付、訴答一統相談之上、右定使免永式拾文之畑、此度重蔵方へ金三兩之質地  
ニ相渡村内足金仕此上相勤候定使勝手ニ相成候質流地讓請候間、以来定使免与相極置候積  
り村内一統相談之上熟談内済仕、偏ニ御威光難有仕合奉存候、然上ハ右一件ニ付、重而双  
方御預ケ間敷儀毛頭申上間敷候、依訴答連印を以済口證文差上申所如件

緑埜郡三波川村

寛政十年年三月

村役人并小前惣代兼

年寄

九郎兵衛 (印)

右同断  
 同 宇右衛門 (印)  
 百姓  
 重蔵 (印)  
 宿叶屋  
 善蔵 (印)  
 同藤屋  
 清之丞 (印)

吉川栄左衛門様  
 近藤和四郎様

御役所

重蔵と村側は対立し、村側が代官へ訴え出て、吟味となるが、内済(示談)という流れになったことがわかる。しかし、重蔵に宛がわれていた定使給の畑の引き渡しを巡って、また村側と重蔵との間でひと悶着があり、なかなか円滑に解決というわけにはいかなかったことがわかる。

## 6 定使設置反対一件

下記の史料は定使が果たして全村に置かれていたのかどうか疑問を抱かせる史料である。文政12年(1829)、甘楽郡檜原村(上野村)では定使を設置し、定使給として大豆3升を小前百姓(中農クラスの百姓身分)から取り立てようとするが、それに対して小前一統たちが疑義を唱えている。

【黒澤丈夫家文書8205-1193】

差出し申規定證文之事

一 當村之義、前々々定使給として壺ヶ年ニ大豆三升宛取集、定使為相勤候旨、年々村入用帳江書上置候得共、去子年迄定使茂不相立、給穀取集も不仕、名主方ニ而召抱置候人ヲ以諸御用向歩行役之代り仕埋置候ニ付、村内一統相談之上已来定使壺人相立候共書上置候通り大豆三升宛取集差出シ候共兩様(カ)之内相極置可申旨以役元々被仰聞候處、是迄累代定使無御座候處、新規給穀差出シ相立候儀、小前一統不承知之旨被申候所、隣(隣カ)村左之御組合名主衆中御立入御取扱被下、此度白井中之沢、濱平三組の村入用帳表大豆三升宛代り金子四兩御差出シ三成我等方ニ而慥ニ受取、相預り元金ニ相定貸ニ附置金貳拾四兩壺分之當理りヲ以當丑年の年々開催御年貢取立之節利金取立其年之定使手當として差出シ諸御用向万端差支無之様相勤り候様仕候筈然ル上ハ永々右利金ヲ以定使相立置候共、御役元江差出シ相願候共増金并大豆取集之義決而致間鋪候、依之規定證文取極差出置申所如件

文政十二丑年  
 三月

檜原村年寄  
 預り主 覚左衛門  
 同断 弥助  
 同断 美濃  
 同断 文平  
 同百姓代  
 三郎右衛門  
 同 五左衛門

乙父村名主  
庄兵衛  
〃 弁蔵  
乙母村名主  
源十郎  
川和村名主  
与六  
勝山村名主  
左門  
新羽村名主  
兵庫  
〃 重郎左衛門  
野栗沢村  
次郎兵衛

白井 惣村役人中  
中之澤 惣百姓中  
濱平

前書之通相違無之候ニ付、令奥印候  
名主

治部右衛門

「是迄累代定使無御座候處」という一文が注目される。明らかに譲原村では定使がいなかったことがわかる。上記史料の段階でようやく定使が設置されようとしたのはやはり即座に差し立てるという点では専任がいなくては不便であったからであろう。結局のところ、村側は年貢取立の際の利分を定使給に宛てることとし、小前一統からは大豆三升を新規に取り立てない旨を約束させられている。譲原村のケースを参照すると、定使を置かずとも臨時に人足を差し立てて、定使役を済ませている村もあったことがわかる。

名前	金額
良太郎	681文
弥平次	445文
周太郎	415文
弥八	191文
丑太郎	60文
岩次郎	93文
庄次郎	448文
七五郎	630文
宝珠院	93文
藤七	51文
浅七	130文
国次郎	170文
宗太郎	160文
瀧蔵	320文
与宗	198文
周次郎	379文
八十七	114文
平次	144文
磯次郎	169文
合計	4貫891文

\*小池篤氏収集文書(群馬県立文書館蔵)より筆者作成。取立人「與八」とあり。

表2 邑楽郡大佐貫村  
明治7年「當戌定使給金割合取立帳」

## 7 明治以後の定使

### (1) 明治期の定使

明治以降の列島規模の通信網に関しては郵便制度が確立されるが、その一方で村継を担った定使に関しては引き続いて戸長制度のもとで継承された。

明治7年(1874)の勢多郡上大屋村の「約定証書」(熊谷県令宛て)には戸長、副戸長、立会人が列記され、「給料」として戸長が金7円75銭、副戸長が金3円94銭、立会人が金5円88銭とあり、「外二」として「一金四円也 定使給料」と記される。明治7年の邑楽郡大佐貫村(明和町大佐貫)の定使給の高割を示す史料が残される(表2参照)。

江戸時代と同様に地域住民の拠金によって定使を維持していたことがわかる。

また明治27年の南勢多郡南橋村龍蔵寺村（前橋市龍蔵寺町）では「村費諸役取立差引帳」によると、「定使給 四ヶ月」として「金壹円六十六銭八厘」の支給が記される。

## (2) 科刑としての定使

軽犯罪の処罰方法として近世では入寺慣行などが知られるが、定使を務めさせるという科刑の存在したことが勢多郡関根村（前橋市関根町）の明治3年3月付の歎願書<sup>(19)</sup>に記される。

### 入置申歎一札之支

一 私共三人義村中之取極ヲ相破、博奕携、右相定之通定使七日被仰付、御定之場ニ御座候得者無相違可相勤筈二者御座候得共、二日究相勤候處、何ヲ申茂右三人夫喰ニ差支、誠ニ困窮仕、無是悲喜代作様江一向取紐、右御同人ノ御歎申上候處、早速御聞濟相成、来ル十一月中迄御日延被下、難有奉存候、然上者限月ニ至り定使残五日之分急度相勤可申候、其節歎日延等決而申上間敷候、為後日依而壹札如件

関根村

當人

房吉（印）

〃 多十（爪印）

〃 常吉（爪印）

伍長

一郎（印）

〃 源次郎（印）

〃 品吉（印）

明治三庚午年

三月

村御役人中

博奕に興じたとして7日間の定使の刑、を受けたのは房吉、多十、常吉の男三人である。7日間の内、2日間はおとなしく定使を務めたが、食料にも事欠き、あまりの空腹のために定使を勤められなくなった。そこで3人は定使の日延を願い出て、期限の月までには必ず残り5日間の定使を勤める旨を延べ、その折は再日延をしない旨を誓っている。

科刑としての定使は他の地域でも実施されたようであり、群馬県南勢多郡龍蔵寺村の明治16年1月付「議定書」<sup>(20)</sup>の条文にも刑罰としての定使が記される。「今般當村一同協議之上議定候事左之通」として第一条に「租税并諸入費集徴期日無断ニ延滞スルモノハ罪トシテ定使五日間申付候事、但し本人上納致兼候節ハ伍長頭ノ集徴スル事」とある。また第二条に「臨時集會之節、無断不參スルモノハ罪トシテ定使三日間申付候事、但シ時間ハホラカイ相都（※あいず）ニ出頭之事」とあり、第三条は「山林并野荒し等致候者ハ戸長役場江申出指揮ヲ受候事」とある。第一条と第二条が定使と関係する。

第一条は租税・村経費に関わるため、定使5日間という重罰、が決められている。軽犯罪の刑罰に社会奉仕をさせるアメリカ合衆国カリフォルニア州の事例（幹線道清掃、落書消去など）があるのと相似する。また第二条は臨時集会無断欠席のため定使3日間と刑罰も軽減される。

19 前橋市関根町自治会文書P8908-137-20（群馬県立文書館蔵）

20 前橋市龍蔵寺町自治会文書P8303-246-2（群馬県立文書館蔵）

### (3) 民俗学の中の定使

前節の科刑としての定使とも関係するが、身分的周縁論の中の定使について述べたい。

冒頭で触れた西海賢二の「定使考」の根底にあるのは、1950年代の少年期の原体験が横たわっている。西海の住む村（小田原市）には「モクサン」と呼ばれる定使が住んでいた。仕事のない時は村はずれの地藏堂に寝起きし、よく村中を自転車で走り回っていたという思い出に触れる。西海少年は悪さをした時、「ホラ、モクサンが来るぞ」と叱られたという。これが恐怖の感情とつながり、強烈な定使の思い出として記憶に残っているという。

西海による民俗学的な議論を踏まえると、定使とはどこか近寄りがたい怖い存在というイメージであろうか。軽犯罪者が罰則として務める定使というのは、少なくともカタギ（ヤクザの対義）からすれば、近寄りがたい存在であったろう。罰則ではなく、専任の定使であってもやはりカタギから距離のある存在であった可能性が高い。

しかし、罰則としての定使の行為そのものには、言うなれば罪を犯した穢れた者たちに定使を通過させることで禊が済まされたのだという社会的認知が共有されていたのだとも解釈できる。

西海は少年期の体験を踏まえながら「乞食者的存在」としての定使について論を展開し、農村における6月下旬から7月上旬の休み日（マンガレイ）について法螺貝で触れ回ったのが定使であるとし、「マンガレイと定使とはセットみてえなものよ」という現地古老の証言を紹介している。さらに定使と修験者、金（鐘）打、非人、神事舞太夫、時の鐘との関連で考察を進めるなど刺激的な議論を展開させている。だが、結論としては「定使の家格、家業など一般村民または町民と区別されたかどうかについては明らかにできなかった」としている。

定使が「不浄、から浄、へと導く役割を定使が担っていたとするならば、逮捕権の及ばない治外法権的な中世のアジール（避難所）に通じる部分があり、近世の入寺慣行共々近代のアジールの一種とも形容できるのではないだろうか。このことは定使が他の仕事（農作業や商人）とは明らかに異なるイメージで捉えられていたことを窺わせる。但し、近代の定使のイメージを近世に遡らせていいものかどうか検討の余地がある。

龍蔵寺では法螺貝を合図に出頭させて定使を務めさせたということであるが、西海の議論を踏まえると、法螺貝というのが修験者を想起させるのは確かである。上野国の面積は約3分の2が山間部で占められており、中世から山岳信仰が盛んであり、少なからぬ修験者たちが山間部や村町に存在した。そうした事情も背景にあって、信仰的にも生活的にも身近な法螺貝が遠方へ伝えるための通信の役割を果たしたと考えられる。

法螺貝で定使を集合させる方法は、現在のように雑音も高い建築物もないため音が通りやすい時代の何とも長閑な召集方法と言えよう。西アフリカのトーキングドラムに似る方法である。

## 8 まとめ

主要街道以外の多くの村々でどのように通信網を成立させ、また維持していたのか、定使の実態を明らかにすることで、ある程度までは示し得たように思う。主要街道から外れた脇往還や山村などの各村々では定使が、村の公用便を担った存在であることが確認できた。

但し、譲原村と橋原村の事例のように不特定の者を人足として用い、常設ではなく、臨時に定使を立てる例もあることがわかった。両村の事例は例外に属するものであり、やはり村行政の事務が増加し、廻状を回す場面が何かと増えれば、いちいち臨時に人を立てることは不便であり、江戸後期になると定使を常設する方向へと変わる村もあったということであろう。定使の担い手は村方であれば百姓身分の者であるが、常設でない場合は百姓身分以外の者が臨時雇

いで当たった可能性もある。これが近代に入ると、近世と様相が変わり、「モクサン」に象徴される人々に次第に変わった可能性がある。刑罰としての定使と共に次第にイメージが変容したのではないだろうか。これは郵便・電信・電話・マスメディアの発達により定使そのものの価値が変わったこととも関わるのではないだろうか。但し、近代の定使のイメージを近世に遡及させてしまうにはもう少し検討の余地がある。

定使が村々にとって不可欠の存在であったことは少なくとも言えるであろう。村が単独ではなく、広域的なまとまり（公領・私領、改革組合村）を維持する上で定使の存在は欠かせぬものであった。定使があつて初めて村役人、小前百姓たちは幕令に接することが可能となり、さらには領主による支配も円滑ならしめたと言えよう。

この定使が近世の終焉と共に存在を消さずに明治期も継続したことは見逃せない。明治4年3月に東海道に試験郵便が始まり、その成功と共に徐々に全国規模に郵便ネットワークが拡大したことは小原宏らの研究でも明らかであるが、その一方で定使が生き残り続けたことも事実である。村で定使を置き、維持するだけのメリットがあつたことが想定される。それは近距離の地域に書状を送る場合はわざわざ郵便を使って数日後に配達させずとも、定使に持たせてひとっ走りさせた方がまだまだ効率がよかつたものと言えよう。

最後に今後の課題に触れる。日本史研究で使用される史料は語弊を恐れず大胆に表現すれば、<sup>1</sup>権力者と<sup>2</sup>富裕層、の残した史料である。そうした史料の持つ一種特有のフィルターに研究者が影響されて当時の社会を見れば、定使などという存在は取るに足らない切り捨てられてしまいかねない時代背景の些末な微粒子にしかすぎないだろう。「神は細部に宿る」というが、ディテールにこだわり、丹念に同じ目線で村の底辺・周縁を描かなければ、日本の真の実像もまた見えてこないように思う。本稿は一地域を事例とした基礎的な研究に過ぎず、定使を過大評価するつもりは決してないが、かと言って不当に貶めるつもりもない。今後は可能であれば、上野国から地域を広げ、武蔵国、さらに関東地方、さらに上方での定使のあり方を探りたい。全国の村入用帳を渉猟しながら史料発掘に努めることが求められる。地域の史料から得られる特色（文化的差異）のようなものが見えれば、定使の研究も深められるものと考えている。

（まきしま たかし 桐生文化史談会理事、くずし字解説「古文書探偵」代表）